

事業系廃棄物受入基準見直しQ&A

Q1 なぜ、今になって事業系廃棄物の適正処理に取り組まれるのですか？

A 門川町の可燃ごみの焼却施設（日向東臼杵広域連合清掃センター）は、建設後20年以上経過し老朽化が懸念されることから、施設の延命化計画を策定し、地域の皆様に負担がかからないよう取り組んでおります。

こうした中、本町では平成26年4月から家庭から排出されるもののうちプラスチック製容器包装のリサイクル化など、減量化施策を実施しております。

事業系廃棄物についても、関係法律を順守し、事業者に適正処理を促すことにより一層の減量化を図るものであります。

Q2 なぜ、同じものが一般廃棄物と産業廃棄物に分けられるのですか？

A 廃棄物は大きく一般廃棄物と産業廃棄物に大別されます。

廃棄物処理法（第2条）では、まず産業廃棄物を規定し、その規定以外のすべての廃棄物を一般廃棄物と規定しています。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められたものをいいます。そうしたことから同じプラスチック製のものでも、家庭から排出されれば一般廃棄物となり、事業活動に伴って排出されれば、産業廃棄物となります。

Q3 事業活動とはどのようなことをいうのですか？（非営利団体や小さな規模の個人商店や店舗付き住宅での事業も含まれるのか）

A 「事業活動」とは、一般に産業といわれる農業・建設業・卸売業・小売業等の営利活動のほか、教育・宗教・公務・医療等における非営利活動も含まれます。

またそのような事業活動から排出される産業廃棄物の規定には、排出量の条件はないため、大企業から多量に排出される場合であっても、個人商店や店舗付き住宅のような小規模な事業所から排出される場合であっても、あるいは排出量が「1個」というような少量であったとしても、それが産業廃棄物に規定されている以上は、産業廃棄物として適正に処理しなければなりません。

Q4 住居兼店舗で商売をしているが、この場合はどうすればよいですか？家庭系と事業系を分ける必要がありますか？

A 事業活動に伴った廃棄物のうち、産業廃棄物とされるものについては、産業廃棄物としての処理が必要になります。

まずは、日常生活から発生する家庭系のものと、ご商売で発生する事業系のものを分別していただき、それぞれ適正なルートで処理をしていただきますようお願いいたします。

Q5 事業系廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならないとありますが、怠った場合、どのような罰則をうけますか？

A 「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」（廃棄物処理法第3条第1項）と定められています。事業者責任を放棄して違法な処理を行えば、廃棄物処理法に基づく罰則が課されることがあります。

しかし、罰則の如何にかかわらず、快適な生活環境の確保や資源の有効利用の観点から、廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

Q6 これまでではどの程度の産業廃棄物を受け入れられていたのですか？また、試行期間中は産業廃棄物をどの程度受け入れますか？

A 廃棄物処理法では、町が「町が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる」（第11条第2項）とされています。

そこで町は、処理施設に影響が出ない程度の量であって家庭から排出されるものと性状が同じであれば、これまで受け入れを行ってきました。

また、試行期間中はできるだけ今回の見直し基準どおりにすることが望ましいですが、従業員等の見直し基準に違反する場合であっても受け入れ拒否まではしません。

ただし、農業用プラ・建築資材用プラ・医療用プラ・飲食店のキープボトル（びん）、その他の業種を特定できるものは、これまでどおり持ち込できません。

なお、試行期間が終了する平成27年4月からは、事業系一般廃棄物のみが持ち込み可能となり、産業廃棄物は持ち込みができなくなります。

Q7 試行期間後の完全実施で受入基準が変わることはありますか？

A 基本的に基準が変わることはありません。

ただし試行期間中に、本来個人消費以外で発生したものを個人消費に伴ったものとして持ち込む事業者が多い場合、個人消費に伴うものであっても産業廃棄物に該当するものはすべて受入しないような厳しい基準に変更する可能性があります。

また完全実施後は、基準に違反する場合、受け入れを拒否するなどし、適正処理をしている事業者が不公平感を抱かないような制度を今後、関係機関と協議していきます。

Q8 あきびんは産業廃棄物（ガラスくず）として処理すると、埋立処分が多いと聞きます。これまでどおり町で受け入れてリサイクルすべきではないでしょうか。

A 町で受入処理しているあきびんは、(財)容器包装リサイクル協会（以下、容リ協）に引き渡しリサイクルしています。容リ協へ引き渡されるものは家庭から排出されるものが対象となっており、事業活動に伴うものは引き渡すことができません。容リ協への引き渡し基準を遵守しないと、引き渡しを拒否され、町が独自に多額の費用をかけて処理しなければならなくなる恐れがあります。

事業活動に伴うあきびんは、産業廃棄物として適正に処理してください。

なおあきびんに限らず、産業廃棄物をリサイクルしている産業廃棄物処分業者もありますので、産業廃棄物収集運搬業者と相談するなどして、なるべくリサイクルする処理ルートをご検討いただき、ゴミ減量化にご協力ください。

Q10 一般廃棄物と産業廃棄物が、一体となっているもの（混合物）は、どのように処理すればよいですか？分離するのが難しいものがあります。

A 分離できる場合には、それぞれ一般廃棄物または産業廃棄物として適正に処理してください。ただし分離できない場合は産業廃棄物として処理してください。

また、廃棄物処理法で「事業者は、当該の廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」（第12条第7項）とされています。このことから、事業者はあらかじめ適正処理ができるように廃棄物を管理しなければなりません。

なお一般廃棄物と産業廃棄物の混合物の収集運搬を委託する場合は、どちらの許可も取得している業者へ委託しなければなりません。

Q11 物別に産業廃棄物処理業者に委託するのですか？

A 基本的に、産業廃棄物の種類ごとの処理委託契約となります。

ただし、複数種類の産業廃棄物処理の許可をもっている業者もあります。その場合は、1業者で許可を受けている種類の産業廃棄物を一括して契約することができます。

Q12 産業廃棄物の処理委託先について、現在契約している一般廃棄物収集業者に委託できますか？

A 産業廃棄物の処理委託をする際は、処理を委託しようとする廃棄物の種類の許可を有している産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の中から選定することになります。

本町の一般廃棄物収集運搬業者は産業廃棄物収集運搬業許可を取得していますので、現在契約している一般廃棄物収集運搬業者に相談するのも一つの方法です。

なお委託の際には、許可の内容を十分確認し、その上で納得できる処理業者と、必ず書面で委託契約を結ぶ必要があります。収集運搬の委託は、収集運搬業の許可を持つ者と、処分（中間処理等）の委託を行う場合は、処分業の許可を持つ者と、それぞれ書面により契約しなくてはなりません。

ただし、収集運搬と処分の両方を許可を有する場合は、一通の契約書にまとめて契約することができます。

Q13 産業廃棄物の契約書は、任意で作成すればいいのですか？

A 産業廃棄物を処理委託する場合、排出者と産業廃棄物処理業者との書面契約を結ぶことが必要です。委託契約書の記載事項については、廃棄物処理法により委託契約書に含まれるべき条項や添付すべき書面が定められています。

なお、規定された記載事項が一つでも欠如している場合や、実際に委託された内容と異なる場合には、委託基準違反として、排出事業者に対して直接罰則が適用されるので、注意が必要です。

また複数種類の産業廃棄物の許可を受けている業者であれば、その範囲では1契約で行うことはできます。さらに契約に際しては、委託契約書の記載事項の条項に「種類」・「数量」等の記載が必要となります。

ただし交付するマニフェストについては、1契約で複数種類の産業廃棄物を契約した場合でも、種類ごと、行き先ごとに交付する必要があります。

Q14 マニフェストって何ですか？

A マニフェスト制度は、排出事業者が処理業者に委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するため、マニフェスト（廃棄物管理票）の返送を受けることによって行うもので、このことによって委託契約書どおりに適正処理されることを確保するものです。

なおマニフェストは、産業廃棄物を排出するものが交付することとなり、産業廃棄物の種類ごと、行き先（処理事務所または積替・保管場所）ごとに交付する必要があります。

またマニフェストには、紙マニフェストと電子マニフェストがあります。

Q15 マニフェストはどこで求めるのですか？料金はいるのですか？その費用は誰が負担するのですか？また誰が記入するのですか？

A マニフェストは社団法人宮崎県産業廃棄物協会で購入することができます。料金は1箱（100部）単位で2,500円（消費税額込み）となっており、産業廃棄物の排出事業者が購入します。またマニフェストは、排出事業者自らが記入します。

Q16 マニフェストの交付について、営業時間外を予定しており、手渡しによる交付が出来ませんが、どのような交付方法がありますか？

A マニフェストの交付については、廃棄物処理法で「事業者は、産業廃棄物の引き渡しと同時に運搬受託者（処分のみを委託する場合にあっては処分受託者）に管理票を交付しなければならない。」（第12条3 第1項）と規定されているため、手渡しが原則となりますが、別の交付方法として電子マニフェストを利用する方法もありますので、処理委託する業者に相談されることをおすすめします。

Q17 産業廃棄物の委託契約書を取り交わさずに、マニフェストを発行することで契約書の代用はできますか？

A マニフェストは産業廃棄物の委託契約書ではありません。産業廃棄物の処理を委託する場合は、あらかじめ委託契約を書面で取り交わすことが法律で定められています。

Q18 廃棄物排出事務所の経済的負担が増えるのではないですか？

A 廃棄物の処理に関しては、公平・公正な負担が原則であり、本来、産廃として事業者負担により処理されるべきものが、一廃として町（町税）により処理されるのは適切ではありません。

また処理を曖昧なままにすると、産廃と一廃を適正に区分し、産廃を事業者負担により適正に排出している事業所と、そうではない事業所との間に不公平が生じることとなります。

確かに基準の見直しにより、これまで処理が曖昧であった一部の事業所にとっては、経費的に負担増となりますが、これまでの事業系廃棄物処理の対応が曖昧だったのであり、これを適正な状態に是正しようとするものなので、経済的負担が難しいことを理由に不適切な処理を放置しておくことは許されません。

経費の負担増については、経営上不可欠な経費として認識していただく以外にありません。

Q19 現場が混乱すると思います。取り組みは時期尚早です。

A 平成26年4月から実施した家庭系プラスチック製容器包装の分別回収においても、事前に十分な周知、啓発を行ったにもかかわらず、導入当初多少の混乱が生じましたが、現在は特に問題なく推移しています。

こういう事態は、新規事業に取り組む際には、必ず生じるものと考えており、今後ご理解いただけるものと考えています。

Q20 今後の対応は

町（環境水道課）は、受入基準の見直しについては、ごみ減量化、資源化及びごみの適正処理を推進するために避けて通れない施策として位置づけており、予定通り平成27年4月から実施します。